

総社市告示第93号

総社市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱（平成17年総社市告示第80号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後					改正前				
(報奨金の種類等) 第2条 略					(報奨金の名称等) 第2条 略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期	報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期
1 イノシシ、シカ、ヌートリア及びサル捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する駆除班員	市内で捕獲したイノシシ、シカ、ヌートリア又はサル。ただし、2の要件に該当するものを除く。	イノシシ1頭につき17,000円、シカ1頭につき15,000円、ヌートリア1頭につき2,000円、サル1匹につき42,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲数以内	随時	1 イノシシ、シカ、ヌートリア及びサル捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する駆除班員	市内で捕獲したイノシシ、シカ、ヌートリア又はサル。ただし、2及び3の要件に該当するものを除く。	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円、ヌートリア1頭につき2,000円、サル1匹につき38,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲数以内	随時
					2 イノシシ、シカ及びサル一斉許可	同上	岡山県有害鳥獣捕獲強化対策事業実	イノシシ又はシカ1頭につき16,000円、	同上

改正後					改正前						
					捕獲報奨金		施要領(平成27年3月31日付け農振第681号)の期間内に市内で捕獲したイノシシ,シカ又はサル	サル1匹につき42,000円。ただし,有害鳥獣捕獲許可の捕獲数以内			
2	イノシシ及びシカ狩猟捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する狩猟者	狩猟期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき <u>4,000円</u>	同上	3	イノシシ及びシカ狩猟捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する狩猟者	狩猟期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき <u>8,000円</u>	同上

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以降の捕獲について適用する。